

## 医療費の増加などを考慮して 後期高齢者医療制度の保険料を改定

この制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。この保険料率は、都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直します。医療費の増加などを考慮し、平成24・25年度の新保険料率を表1、表2のとおり改定します。

表1 ●改定前・改定後の保険料率と額（年間）

保険料内訳	平成22・23年度	平成24・25年度
均等割額	33,953円	<b>36,626円</b>
所得割率	6.64%	<b>7.15%</b>

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」で構成される。この2つの額を合計し、個人単位で算出する。

表2 ●保険料の算出式

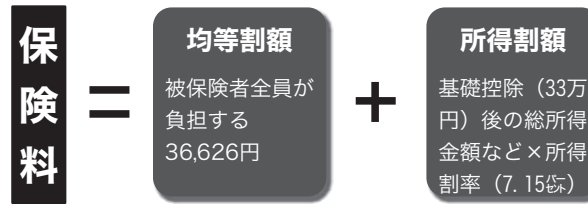


表3 ●均等割額の軽減

世帯主およびすべての被保険者の総所得金額などの合計	軽減割合
「基礎控除額（33万円）+ 35万円 × 当該世帯に属する被保険者数」を超えないとき	<b>2割</b>
「基礎控除額（33万円）+ 24万5千円 × 当該世帯に属する被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）」を超えないとき	<b>5割</b>
「基礎控除額（33万円）」を超えないとき	<b>8.5割</b>
均等割8.5割軽減を受ける世帯のうち被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）とき	<b>9割</b>

**賦課限度額を引き上げ**  
高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正され、賦課限度額が55万円に引き上げられたため、中低所得者の負担軽減を図るため、現行50万円の賦課限度額を55万円へ引き上げます。

**保険料軽減措置を継続**  
◎被用者保険（いわゆるサラ

リーマンの健康保険）の被扶養者だった人は、均等割額が9割軽減され、所得割額は引き続きかかりません。

◎所得の低い人は、平成23年度と同様の特別措置を含めた軽減措置が継続されます。

**【均等割額】**  
世帯の所得水準に合わせて表3のとおり軽減されます。

**【所得割額】**  
基礎控除後の総所得金額などが58万円以下（年金収入のみが13万円から21万円以下）の場合、所得割が5割軽減されます。

受け継がれる技術と情熱「徳山古典芸能保存会」

# 伝統を守る

公益財団法人静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団と静岡新聞社・静岡放送はこのほど、地域のために献身的に活動する個人・団体を顕彰する「ふるさと貢献賞」を発表。栄えある第1回受賞者リストには徳山の盆踊・徳山神楽で知られる「徳山古典芸能保存会」の名前がありました。



## 400年以上受け継がれる地域の誇り

徳山古典芸能保存会は、徳山区で400年以上受け継がれてきた国指定重要無形民俗文化財「徳山の盆踊」と県指定無形民俗文化財「徳山神楽」を伝承している団体。区民の約9割が会員となり、その活動を支えています。

「徳山の盆踊」は毎年8月15日、浅間神社で奉納。鹿ん舞、狂言、ヒーヤイの3部作は町内外にファンが多く、当日の境内は来場者でごった返します。徳山神楽は毎年10月の第2日曜日に徳山神社で奉納されます。

どちらも、技術と意識の継承、後継者の育成、地域活性化のため、同地区が力を入れている行事で、町外に出向いての公演も数多くこなすなど、PR活動にも力を入れています。

## 徳山の誇りから「町の誇り」へ

2月9日、保存会会長の山下忠之さんと澤本等さんが役場を訪れ、佐藤公敏町長に受賞の喜びを伝えました。忠之さんは「現在保存会は380世帯が会員となり、伝統を守り、受け継いでいます。各地の駿河神楽が一堂に会する『よっぴとい神楽』では、梅津神楽の人たちと情報を交換するなど、新たな連携も生まれています。そういったよそとの付き合いが自分たちの励みにもなるし、支えられていると感じています」と話しました。

現在の主要会員たちが在籍しているうちに記録を残すため、資料やビデオ作成にも取り組んでいるそう。少子高齢化が進み、若い人が減ったことで、昔と比べて伝えていくのが難しく、その方法も工夫が必要と言います。「保存会は50年前に活動を始めました。昔、鹿ん舞を演じた人の孫が、今、鹿ん舞を演じているのを見ると、何とも感慨深い思いにかられます。そうやって代々受け継いでいくことの貴さを、改めて実感しますね」。

今は徳山地区に限らず、幅広く協力者を求めているという保存会。一つの地区では人材に限界があると等さんは言います。「徳山区限定の伝統ではなく、川根本町全体の伝統芸能として、全町の皆さんに共有して欲しいと思っています」。

神楽は伝統芸能という一面のほかにも、異世代間の交流や他地域との交流など、地域活性化の役割も担っています。後継者不足や資金の確保など課題が尽きることはありませんが、先人が守り伝えたこの行事を絶やしてはならないという会員たちの強い思いによって会は成り立っています。

「地域活性化の源として、これからも若い世代に伝えていきたい」と話す2人の言葉にも、力がこもっていました。

## 静岡労働局から 静岡県の最低賃金（地域別・産業別）

最低賃金には、県内全ての労働者に適用される地域別最低賃金と特定の産業の労働者に適用される産業別最低賃金があります。現在の最低賃金は右表のとおりです。使用者は労働者に最低賃金以上の賃金を支払わなくてはなりません。必ずチェックしましょう。

【問】静岡労働局 ☎054(254)6315

地域別最低賃金	最低賃金額（時間額）	発効年月日
静岡県	728円	平成23年10月14日
産業別最低賃金	最低賃金額（時間額）	発効年月日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース、工業用ゴム製品製造業	788円	平成23年12月27日
鉄鋼・非鉄金属製造業	818円	平成23年12月27日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	829円	平成23年12月27日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	802円	平成23年12月27日
各種商品小売業	780円	平成23年12月27日
パルプ・紙・加工紙製造業	日額	5,952円
	時間額	744円